



長野県報

4月23日(月)
平成24年
(2012年)
第2363号

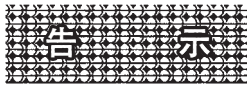
目次

告示

行政書士法に基づく指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地変更の届出 (市町村課)	1
国土調査法に基づく平成24年度地籍調査事業計画(農地整備課)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3

公告

一般競争入札(消防課)	3
一般競争入札(税務課)	4
クリーニング師試験の実施(食品・生活衛生課)	5
土地改良区役員の就退任の届出(3件)(農地整備課)	5
土地改良区連合役員の就任の届出(農地整備課)	7
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築指導課)	7
住民監査請求の監査結果の公表(監査委員事務局)	8



告示

長野県告示第344号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条の4第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成24年4月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定試験機関の名称
財団法人行政書士試験研究センター
- 2 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更しようとする年月日
平成24年4月23日

市町村課

長野県告示第345号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成24年4月23日

長野県知事 阿部 守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市戸隠豊岡、鬼無里、信州新町日原東、信州新町日原西、 中条住良木の各一部	平成25年3月31日まで
松本市	松本市中川の各一部	〃
上田市	上田市岡、塩川、長、下室賀の各一部	〃
飯田市	飯田市上村、南信濃八重河内の各一部	〃
須坂市	須坂市大字日滝の各一部	〃
小諸市	小諸市甲、乙、丁、大字滋野甲の各一部	〃
伊那市	伊那市野底、西春近、御園、西町、大字富島の各一部	〃
大町市	大町市美麻新行の各一部	〃
茅野市	茅野市玉川の各一部	〃
佐久市	佐久市湯原、上小田切の各一部	〃
千曲市	千曲市大字戸倉の各一部	〃
南佐久郡佐久穂町	南佐久郡佐久穂町大字上の各一部	〃
北佐久郡御代田町	北佐久郡御代田町大字茂沢、大字豊昇の各一部	〃
小県郡青木村	小県郡青木村田沢の各一部	〃
上伊那郡辰野町	上伊那郡辰野町大字辰野、大字小野の各一部	〃
上伊那郡飯島町	上伊那郡飯島町本郷、飯島、七久保の各一部	〃
上伊那郡中川村	上伊那郡中川村片桐の各一部	〃
下伊那郡阿南町	下伊那郡阿南町和合の各一部	〃
下伊那郡売木村	下伊那郡売木村の各一部	〃
下伊那郡天龍村	下伊那郡天龍村大河内の各一部	〃
下伊那郡大鹿村	下伊那郡大鹿村大字鹿塩、大字大河原の各一部	〃
木曽郡上松町	木曽郡上松町大字荻原の各一部	〃
木曽郡南木曽町	木曽郡南木曽町田立の各一部	〃
木曽郡木曽町	木曽郡木曽町福島、日義、開田高原末川の各一部	〃
木曽郡木祖村	木曽郡木祖村大字藪原の各一部	〃
木曽郡大桑村	木曽郡大桑村大字野尻、大字長野、大字殿の各一部	〃
東筑摩郡麻績村	東筑摩郡麻績村麻の各一部	〃
東筑摩郡筑北村	東筑摩郡筑北村坂北の各一部	〃
北安曇郡白馬村	北安曇郡白馬村大字北城の各一部	〃
上水内郡飯綱町	上水内郡飯綱町大字倉井、大字川谷、大字赤塩の各一部	〃
下高井郡山ノ内町	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬の各一部	〃
下高井郡木島平村	下高井郡木島平村大字穂高の各一部	〃
下水内郡栄村	下水内郡栄村大字塚の各一部	〃

農地整備課

長野県上田建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年5月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年4月23日

長野県上田建設事務所長 戸谷勝彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿教湯別所上田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市八木沢字峪下886番の6地先から 上田市八木沢字峪下888番の2地先まで	旧	4.3~7.6 m	0.0730 km
同 上	新	7.6~8.9	0.0730

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

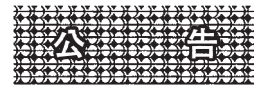
その関係図面は、告示の日から平成24年5月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年4月23日

長野県上田建設事務所長 戸谷勝彦

- 1 路線名 鹿教湯別所上田線
- 2 供用を開始する区間
上田市八木沢字峪下886番の6地先から
上田市八木沢字峪下888番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成24年4月23日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年4月23日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成24年度大町市八坂支所衛星系防災行政無線設備撤去工事
 - (2) 役務の特質
仕様書のとおり
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成24年6月25日まで
 - (4) 履行場所
大町市八坂支所
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。
 - ア 電気通信工事について長野県建設工事入札参加資格を有すること。
 - イ 建設工事等入札参加者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ウ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21条）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - エ 種類を同じくする工事（無線設備の撤去（設置・更新等に伴う無線設備の撤去を含む。）工事）を国又は地方公共団体から元請けし、平成14年4月1日から公告日の前日までの間に誠実に履行した実績を有する者であること。
 - オ 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県危機管理部消防課
電話 026 (235) 7183